

1

障害等級表の一部改正について

障害等級表について、「ひ臓又は一側のじん臓を失ったもの」を削除し、第13級を新設しました。

胸腹部臓器の障害に関する新たな障害等級表

障害等級	身 体 障 害
第 1 級	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第 2 級	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
第 3 級	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
第 5 級	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
第 7 級	胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 両側のこう丸を失ったもの
第 9 級	胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 生殖器に著しい障害を残すもの
第 11 級	胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第 13 級	胸腹部臓器の機能に障害を残すもの